外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則

（昭和六十二年三月六日法務省令第七号）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法　（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号、第九条第一項及び第二項、第十七条第二項並びに第六十二条の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（連邦国家及びその構成単位）

第一条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法　（以下「法」という。）第二条第二号の法務省令で定める連邦国家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。

（承認の申請）

第二条　法第七条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

（承認申請書の記載事項等）

第三条　法第九条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名、性別、生年月日、出生地、国籍及び住所

二　外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名及び当該外国弁護士の名称

２　法第九条第一項の承認申請書（以下「承認申請書」という。）の様式は、別記様式第一号によるものとする。

（承認申請書の添付書類）

第四条　法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書

イ　資格取得国における外国弁護士としての職務経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。）に関する事項及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項

ロ　外国法事務弁護士の欠格事由に関する事項

ハ　法第十条第一項第二号に掲げる基準に関する事項

ニ　誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎に関する事項

ホ　依頼者に与えた損害を賠償する能力に関する事項

ヘ　その他参考となるべき事項

二　履歴書

三　旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し

四　外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類

五　資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類

六　法第八条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

七　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

八　誠実に職務を遂行することを誓約する書面

九　適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有することを証する書類

十　依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

十一　その他参考となるべき書類

２　前項第六号の書面の様式は別記様式第二号に、同項第七号の書面の様式は別記様式第三号に、同項第八号の書面の様式は別記様式第四号によるものとする。

（承認申請手数料の納付方法）

第五条　法第九条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

（誓約内容の確認）

第六条　承認を受けようとする者は、その申請に際し、法務大臣の指名する職員の面前で、第四条第一項第六号から第八号までに掲げる書面を朗読し、誓約の内容を確認しなければならない。

（承認をしないこととした場合の通知）

第七条　法務大臣は、承認をしないこととしたときは、その旨及びその理由を承認の申請をした者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

（承認の申請前の予備審査）

第八条　承認の申請をしようとする者は、その申請の前に、承認申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

（承認を受けた者の届出義務等）

第九条　承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

一　氏名、国籍又は住所に変更が生じたとき。

二　事務所を設け、又は移転したとき。

三　事務所の名称を定め、又は変更したとき。

四　依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

五　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

六　原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

七　法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

２　承認を受けた者は、前項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該承認を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、次に掲げる書類を法務大臣に提出しなければならない。

一　原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類

二　業務及び財産の状況に関する申告書

三　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

四　法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面

（聴聞の方法の特例）

第十条　承認の取消処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

２　主宰者は、前項の意見を聴取したときは、聴聞調書に参考人の氏名及びその陳述の要旨を記載しなければならない。

３　承認の取消処分に係る聴聞の当事者は、意見の陳述、質問及び聴聞の主宰者が発した質問に対する陳述を外国語によりするときは、自己の負担で通訳人に通訳をさせなければならない。自己が意見の聴取を求めた参考人が外国語により陳述するときも、同様とする。

（承認の取消しの通知）

第十一条　法務大臣は、承認を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けた者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

（指定の申請）

第十二条　法第十六条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、指定を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

（指定申請書の様式）

第十三条　法第十七条第一項の指定申請書（以下「指定申請書」という。）の様式は、別記様式第五号によるものとする。

（指定申請書の添付書類）

第十四条　法第十七条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第十六条第一項第一号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有することを証する書類

二　法第十六条第一項第二号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有すること及びその法に関する法律事務の取扱いについての実務経験を証する書類

三　その他参考となるべき書類

（指定を受けた者の届出義務等）

第十五条　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失つた場合は、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

２　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、当該指定を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を法務大臣に提出しなければならない。

（承認又はその取消しに関する規定の準用）

第十六条　第五条の規定は法第十七条第三項の手数料の納付方法について、第七条の規定は指定をしないこととした場合の通知について、第八条の規定は指定の申請前の予備審査について、第十条の規定は指定の取消処分に係る聴聞について、第十一条の規定は指定の取消しの通知について準用する。この場合において、第八条中「承認申請書」とあるのは、「指定申請書」と読み替えるものとする。

（訳文の添付）

第十七条　法若しくはこの省令の規定により法務大臣に提出する書類又は行政手続法　（平成五年法律第八十八号）若しくは法務省聴聞規則　（平成六年法務省令第四十七号）の規定により聴聞の主宰者に提出する書類が外国語により作成されているときは、その書類に訳文を添付しなければならない。訳文は、翻訳者がその氏名及び翻訳年月日並びに誠実に翻訳をしたことを誓約する旨を記載し、かつ、署名したものでなければならない。

別表（第一条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 連邦国家 | 構成単位 |
| アメリカ合衆国 | 州　コロンビア特別区　属地 |
| オーストラリア | 州　首都特別地域　北部特別地域 |
| カナダ | 州　準州 |

別記様式